

議第四十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表一の項を次のように改め、同表二の項及び三の項を削る。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付等申請手数料	一件につき	一、一〇〇
--	--------------------	-------	-------

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項ただし書に規定する通知を行った場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第七条第二項（旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）、旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の交付に係る手数料については、改正後の別表第一八の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

自動車保管場所標章交付手数料を廃止するため、この条例を定めようとする。